明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔最高裁規則〕
○家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則を廃止する規則（最高裁四）　一

〔告示〕
○電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録が失効した件（金融庁一一）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務四一）
○日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第七条及び附属書Gに基づく資金の提供に関する書簡の交換に関する件（外務八三）
○返納を命じた旅券を無効とする件（同八四、八五）
○保安林の指定を解除する件（農林水産二七三～二八〇）
○中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件（経済産業一四）
○温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の一部を改正する件（経済産業・環境一）　三
○船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律附則第六条第一項の規定に基づき、船級協会の登録をした件（国土交通一一四）
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同一一五）
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二八～三二）
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同三三）
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同三四）
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同三五）　五
○道路に関する件（東北地方整備局一五）　六
○道路に関する件（関東地方整備局二六）　七
○都市計画に関する件（同二七～三六）　九

〔国会事項〕
金融庁　外務省　九

〔人事異動〕
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
法務
公証人任免（法務省）　一〇

〔皇室事項〕
官庁事項　一〇

〔官庁報告〕
財団、有権者申出方、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る配当表、公示送達関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　一三

〔公告〕
諸事項　一四

最高裁規則

○最高裁判所規則第四号

家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和七年二月二十一日

最高裁判所

家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則を廃止する規則

家庭裁判所調査官補の職権の特例に関する規則（昭和二十九年最高裁判所規則第六号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則の一部改正）

第二条　裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則（昭和二十七年最高裁判所規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二条第三項中「第四号」を「第三号」に改める。

別表第一条第二号に掲げる官職にある者の項を削り、同表第一条第三号に掲げる官職にある者の項中「第一条第三号」を「第一条第二号」に改め、同表第一条第四号に掲げる官職にある者の項中「第一条第四号」を「第一条第三号」に改める。

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第三条　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の定年に関する規則等の一部を改正する規則（令和四年最高裁判所規則第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第四号」を「第三号」に改める。

最高裁判所長官　今崎　幸彦